研究活動における不正行為防止及び対応 に関する規則

制定 平成28年9月26日

一般財団法人 発電設備技術検査協会 溶接・非破壊検査技術センター

研究活動における不正行為防止に関する規則

技術規則第6号 平成28年9月26日制定

(目的)

第1条 この規則は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)等に基づき、一般財団法人発電設備技術検査協会(以下「協会」という。)溶接・非破壊検査技術センターにおける研究活動における不正行為防止のため及び不正行為が生じた場合の対応についての必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規則において「研究者」とは、溶接・非破壊検査技術センターに おいて研究活動に携わる者をいう。
- 2 この規則において「研究活動における不正行為」とは、次の各号に揚げる行為をいう。
 - (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・試料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3)盗用 他の者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文 又は用語を当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4)前3号までに揚げる研究活動における不正行為に準ずる悪質な行為(二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反)

(最高管理責任者)

- 第3条 協会全体を統括し、研究活動における不正行為防止について最終責任 を負うものとして、最高管理責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は理事長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

- 第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為防止について統 括するものとして、統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は溶接・非破壊検査技術センター所長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第5条 研究者等に求められる倫理規範を習得等させるための教育を確実に実

施するために、研究論理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は溶接・非破壊検査技術センター管理グループ長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は統括管理責任者の指示のもと、不正行為防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 研究倫理教育責任者は統括管理責任者の指示のもと、定期的(1回以上/年) に研究倫理教育を実施する。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、法令等の社会的規範はもとより、研究活動を行う際には、 次の各号に揚げる事項を遵守すること。

- (1) 研究活動において不正行為に関与しないこと。
- (2) 他の研究者の研究活動における不正防止につとめること。
- 2 研究者は、研究データの破棄や不適切な管理による紛失を防ぐため、一定期間研究データを保存・管理すること。また、必要な場合研究データを開示すること。
- 3 研究者は、研究倫理教育責任者の実施する研究倫理教育を受講すること。
- 4 研究者は、研究発表に関する手続きを適切に行うこと。

(不正行為防止計画の策定・実施)

- 第7条 統括管理責任者は、研究活動における不正行為を防止するための不正 行為防止計画を策定するものとする。
- 2 不正行為防止計画の推進を担当する不正行為防止計画推進担当を溶接・非破 壊検査技術センターに置く。
- 3 不正行為防止計画推進担当は、不正行為防止計画を実施し、実施状況を確認する。
- 4 不正行為防止計画推進担当は、不正行為防止計画の実施状況を定期的に統括管理責任者に報告するものとする。

(相談窓口)

- 第8条 研究活動における不正行為に関する事項について協会内外からの相談 を受け付ける窓口を溶接・非破壊検査技術センター管理グループに置く。
- 2 相談窓口は、ホームページ等を通じ協会内外に周知する。

(通報窓口及び通報等の取扱い)

- 第9条 研究活動における不正行為に関する事項について協会内外からの通報 を受け付ける窓口を業務管理監とする。
- 2 通報窓口は、ホームページ等を通じ協会内外に周知する。
- 3 通報等を受け付けた場合、最高管理責任者は、受付の日から 30 日以内にその内容の合理性を確認し本調査の要否を判断するとともに、その結果を配分機

関等に報告するものとする。また、最高管理責任者は、本調査の要否を判断するために予備調査委員会を設置し、予備調査を行わせることができる。

- 4 本調査が必要と判断された場合、最高管理責任者は、調査委員会を設置して 本調査を実施し、不正行為の有無、不正行為がある場合はその内容、関与した 者、関与の程度の認定を行う。
- 5 前項に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の点から協会に属さない第三者(弁護士等)を含む本調査委員会を設置するものとする。調査委員には第三者を半数以上入れること。
- 6 調査委員は、通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 7 本調査の実施に際しては、調査方法、調査対象等について配分機関等に報告するものとする。
- 8 最高管理責任者は、通報等の受付から 210 日以内に、調査結果等を配分機関等に報告するものとする。また、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し配分機関等に報告するものとする。
- 9 この他、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 10 調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、配分機関による調査対象案件に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じるものとする。

(措置)

- 第10条 調査委員会において不正行為が行われたと認定された場合のみ、最高管理責任者は、当該不正に関与した者について、職員就業規則に則り相応の処分を行うものとする。また、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された場合のみ、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等の措置を講ずるものとする。

(内部監査)

- 第11条 内部監査員を、溶接・非破壊検査技術センターに置く。
- 2 内部監査員は、研究活動における不正行為防止のために必要な内部監査を定期的に実施するものとする。
- 3 内部監査において、研究データ管理、研究実施体制、管理体制等について監査を行うものとする。
- 4 内部監査の実施に当たっては、不正行為防止推進担当との連携を図るものとする。

附則(平成28年9月26日)

1. この規則は、平成28年9月26日から実施する。